第 1 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出 席 部 会 委 員 6 田口 慶則・7 椋下 保・14 宮本 政春・15 守山 孝之

16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晉三・20 諸戸 善昭

22 中野 たつ子・23 片岡 眞郁

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴村事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居:加賀担当副主幹 一志:藤巻担当副主幹

白山:前田担当副主幹 美杉:前山主査

議事録署名者 6 田口 慶則・18 結城 晉三

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について(所有権移転)

報告第4号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(地役権)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第7号 買受適格証明願(公売)について

案

第8号 非農地証明願について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定 について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第12回第2農地部会を開会いたします。本日は全員出席ですの でよろしくお願いします。

> 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 6番、田口委員・18番、結城委員、よろしくお願いします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 議案書の1ページ・2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から11で、2ページをお願いします、件数は11件、合計面積は20,045㎡、このうち田が19,432㎡、畑が613㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから7ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から11で、7ページになりますが、合計で件数は11件、合計面積は51,122㎡で、その内訳は田が39,915㎡、畑が11,141㎡、その他、これは台帳地目が宅地の農地で、66㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転)でございます。

番号1、共同住宅用地の1件で、面積は畑で1,114㎡でございます。 9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で352㎡でございます。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございます。よろ 議 長 しくお願いします。 それでは、議案事項に入ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)を 議題とします。事務局の説明をお願いします。 10ページ、11ページをお願いいたします。 事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)で ございます。 番号1、地区久居、受人 ____、面積17,611㎡ 渡 人 、面積17,611㎡ 申請地 久居小野辺町東浦 、台帳 地目・現況地目とも畑、面積409㎡ 外1筆 合計面積974㎡。 これにつきましては、生前部分贈与になります。 番号1、地区久居、受人 ____、面積17,611㎡ 渡 人 、面積17, $6\overline{11}$ 申請地 久居小野辺町北小膳田 台帳地目・現況地目とも畑、面積872㎡ 外1筆 合計面積1,179㎡。 これにつきましても、生前部分贈与になります。 番号3、地区栗葉、受人 _____、面積12,173㎡ 人 、面積14,019㎡ 申請地 稲葉町寺平尾 、台帳地 目・現況地目とも田、面積1,198㎡外2筆 合計面積4,592㎡。 これにつきましては、農地所有適格法人である受人は、労力不足のため営農 を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号4、地区八ッ山、これにつきましては、取り下げの申し出があり、抹消 をお願いします。 番号5、地区竹原、受人 、面積3,295㎡ 渡人 面積7,571㎡ 申請地 美杉町竹原大垣内 、台帳地目・現況地目と も畑、面積295㎡ 外1筆 合計面積442㎡。 これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を 譲り受け、営農を拡大するものです。 11ページをお願いします。 ____、 渡人 ____、面積2,462 番号6、地区太郎生、受人 ㎡ 申請地 美杉町太郎生飯垣内 、台帳地目・現況地目とも田、面積2 18㎡ 外5筆 合計面積2,462㎡。 これにつきましては、受人は、空き家取得に合わせ、遠方のため離農する渡 人から申請地を取得するものです。 _____、面積6,197㎡ 渡 番号7、地区下之川、受人 人 、面積2,395㎡、申請地 美杉町下之川向田 、台帳地 目・現況地目とも田、面積1,238㎡。 これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を 譲り受け、営農を拡大するものです。 以上、1件取り下げがありましたので、件数は6件、合計面積は10,88 7 ㎡、このうち田が7,833㎡、畑が2,489㎡、その他、これは台帳地

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、 地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要

目が山林の農地で、565㎡でございます。

件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会いをいただき ました地元委員の意見を伺います。1番、2番お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日に農業委員、地元推進委員さん、事務局とで現地確認 を行いました。

場所は_____交差点150mの南です。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番お願いします。

椋下委員 7番 椋下です。9日に農業委員、地元推進委員さん、事務局と現地確認を 行いました。

場所は、の南です。事務局の説明どおり、何ら問題ありません。

議 長 ありがとうございます。5、6、7番とお願いします。

結城委員 18番 結城です。5、6、7番を説明させていただきます。9日に地元推 進委員さん、事務局とで現地確認に行ってまいりました。

受人は、営農の拡大、渡人は、遠方による営農の縮小ということでした。

5番につきまして、所有権移転でございます。

6番につきまして、受人は遠方で、相続で取得した農地であるため、受人が、空き家バンクを利用して取得するということでございますので、よろしくお願いします。

7番につきまして、渡人は高齢で、後継者もいないので、_____が20年間ぐらい耕作しておられたということです。受人は営農の拡大ということでございます。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意 見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第1号についてご 異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認めます。よって議案第1号については許可することを 決定したいと思います。続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による許 可申請について(地役権)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(地役権)でございます。
	番号1、地区川口、借人、地役権を設定している面積3,034 m² 貸人 面積3,246 m² 申請地 白山町川口白木、台帳地目・現況地目とも田、面積238 m²外1筆 合計面積417 m²。これにつきましては、借人は、22年間の地役権を設定し、申請地の空中に
	太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。 件数はこの1件で、農地法第3条第2項ただし書きの規定に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見を 伺います。
中谷委員	16番 中谷です。から南へ約1kmほどのところで、へ向かう道路沿いでからの太陽光発電施設の電線ということで、何ら問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意 見をお伺いしたいと思います。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第2号についてご 異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって議案第2号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	13ページ、14ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。 番号1、地区栗葉、申請者、申請地 庄田町馬廻り、台帳地目・現況地目とも畑、面積406㎡外2筆 合計面積1,299㎡です。 これにつきましては、申請地を長屋住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区高岡、申請者、申請地 一志町田尻片山、台帳地目・現況地目とも田、面積721㎡外2筆 合計面積2,030㎡です。 これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区家城、申請者、申請地 白山町小杉中田、台帳地目 田、現況地目 山林、面積618㎡外9筆、14ページをお願いしま

す。合計面積が3,873 m²です。

これにつきましては、地区内に分散していますが、いずれの農地も既に山林 化しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農 地区分は、いずれも第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は、7,202㎡、このうち田が3,000㎡、畑が4,202㎡、でございます。いずれの案件につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただき ました地元委員の意見を伺います。1番お願いします。

椋下委員 7番 椋下です。9日に会長、部会長、農業委員、地元推進委員さん、事務 局とで現地確認を行いました。

場所としては、_____の左から南50mぐらい前でございます。事務局の説明どおり、何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。2番お願いします。

守山委員 15番 守山です。申請面積が1,000㎡以上ですので、9日に、農業委員、地元推進委員、事務局とで現地調査を行い_____から説明を受けました。

場所は_____の東側に_____が走っております。その近接でして、地元推進委員さんから了解を得ていますので、何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番お願いします。

西森委員 17番 西森です。9日会長、部会長、事務局、地元推進委員、____、 地元農業委員とで現地確認を行いました。

場所は_____の周辺で、説明では現地に入って行くのが非常に困難な場所にあるので写真等の書類添付では、山林化しているというような状況を写真確認になりましたが、事務局の説明どおり、何ら問題ないと判断させていただきました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見 をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第3号についてご 異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	異議なしと認めます。よって議案第3号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	15・16ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。 番号1、地区栗葉、本申請は、美里町地内と稲葉町地内の農地7筆、合計面積1,801㎡を一体利用のうえ転用するものですが、第2農地部会では、このうち稲葉町地内の転用について、ご審議をお願いします。 受人、渡人、申請地 稲葉町牧野、台帳地目・現況地目とも畑、面積264㎡外4筆 合計面積1,233㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接する地内の農地を含め858㎡、パネルの設置率は、全体転用面積1,801㎡の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 なお、地内568㎡の転用につきましては、第1農地部会でご審議いただきました。許可相当というご判断をいただいております。 本号2、地区榊原、受人、渡人、申請地 榊原町、台帳地目・現況地目とも田、面積588㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、311.04㎡、パネル設置率といたしましては、転用面積の52.9%になります。農地区分は、第2
	種農地と判断されます。 番号3、地区大井、受人、渡人、申請地 一志町井関垣内田、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積11㎡。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地の一部とするものですが、昭和50年ごろから既に転用されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区波瀬、受人、渡人、申請地 一志町波瀬川原出、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積16㎡。これにつきましては、申請地には受人の農業用倉庫が既に設置されておりますが、土地の名義も受人とするため、この申請により申請地を譲り受けるものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区波瀬、受人、渡人、申請地 一志町波瀬若杣、台帳地目・現況地目とも田、面積1、183㎡。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、528㎡、転用面積の44.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号6、地区川合、受人、渡人、申請地 一志町小山中野 、台帳地目・現況地目とも畑、面積452㎡外4筆 合計面積1、

		$4\ 0\ 9\ {\rm m}_{\circ}^2$
		これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
		発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.53㎡、不整形地
		のため、パネル設置率といたしましては転用面積の38.0%になります。農
		地区分は、第2種農地と判断されます。
		番号7、地区高岡、受人、渡人、申請地 一志町田尻
		西出、台帳地目・現況地目とも畑、面積345㎡。
		これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
		人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
		番号8、地区川口、受人、渡人、申請地 白山町川口 杉ヶ瀬 、台帳地目・現況地目とも畑、面積71㎡。
		これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
		用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
		16ページをお願いします。
		番号9、地区倭、受人、渡人、申請地 白山町佐田堂
		坂、台帳地目・現況地目とも畑、面積
		2 1 1 ㎡外 1 筆 合計面積 4 6 5 ㎡。
		これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
		発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、234.72㎡、パネル設
		置率といたしましては転用面積の50.5%になります。農地区分は、第2種
		農地と判断されます。
		番号10、地区八ッ山、受人、渡人、申請地 白山町
		山田野福岡前、台帳地目・現況地目とも田、面積399㎡外1筆 合計
		面積538㎡。
		これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
		発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、312.96㎡、パネル設
		置率といたしましては転用面積の58.2%になります。農地区分は、第2種
		農地と判断されます。
		以上、件数は10件、合計面積は、5,859㎡、このうち田が2,170
		㎡、畑が3,689㎡、でございます。いずれの案件につきましても農地法第
		5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え
		ます。
		以上で説明を終わります。
		ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員の意見を伺
		います。1番お願いします。
椋下委	: 昌	7番 椋下です。9日に会長、部会長、地元推進委員と事務局で確認をさせ
1.4. 1 2.		ていただきました。
		場所は、の前約300mの南側でございまして、事務局の説明どお
		りでございますが、地区にまたがっておりますものでということでご
		ざいます。事務局の説明どおり、何ら問題ありません。
議	長	ありがとうございました。2番お願いします。
F4/4		

椋下委員 2番につきまして、榊原で、9日に農業委員、地元推進委員さん、事務局と で現場確認をさせていただきました。 場所はの所です。 事務局の説明どおり、何ら問題ありません。よろしくご審議お願いします。 ありがとうございます。3番お願いします。 議 長 宮本委員 14番 宮本です。3、4、5番についてです。まず5番につきまして、太 陽光発電用地としてに立ち会っていただきました。 地元推進委員さん、会長、事務局の方に来ていただいて、これは問題ありま せん。 3番につきまして、 は、もう20年も前ぐらいから既に宅地の前で 道路というか庭で、活用され追認事項のようです。 4番は が既に建物を建てた時に自分の土地と思っていたということ のようです。残余地を隣人が自分の土地と思っていました。地元推進委員の立 ち会いの上ですので、何ら問題はありません。 ありがとうございます。6、7番お願いします。 議 長 15番 守山です。これも1,000㎡以上ですので、事務局と現地確認を 守山委員 行いました。 場所は、 から東へ150mぐらいのところです。推進委員さんの立 ち会いのもと、申請者に説明を受けました。20年から30年の間、耕作放棄 地の畑です。地元推進委員さんはもう少し周辺もどうか、という意見が出る状 況です。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。 7番の高岡地区の件ですが、これは の真ん中で、周辺は住宅地であ ります。真ん中にある畑に個人住宅を建てる。地元推進委員さんの説明を受け たわけでございますが、何ら地元からも反対意見はないということですので、 問題ありません、よろしくお願いします。 長 ありがとうございます。8番お願いします。 議 16番 中谷です。9日に農業委員と地元推進委員、事務局で現地確認を行 中谷委員 いました。 場所は から東へ約1.5 km程の場所です。 と歩道を挟ん で家との間で面積も少なく、駐車場の土地に供するに丁度いいということ、高 齢で畑仕事もできないというので、何ら問題ないと思います。 ありがとうございます。9番お願いします。 議 長 中谷委員 16番 中谷です。9日に、農業委員と地元推進委員、事務局で確認してま いりました。 場所はにありまして、南側が切り立ったところで、徒歩でしか入れ ない土地で、畑です。耕作者が高齢で、太陽光発電施設にということで申請を

出されました。何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。10番お願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見 をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第4号についてご 異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。議案第4号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区久居、借人 _____、貸人 ____、申請地 戸木町中川原____、台帳地目・現況地目とも畑、面積492㎡外4筆 合計面積2,734㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地を砂利採取用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内農地になります。

番号2、地区大三、借人 _____、貸人 ____、申請地 白山町二本 木北出前 、台帳地目・現況地目とも田、面積1,768㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の賃貸借権を設定し、申請地をコンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は4,502㎡、このうち田が1,768㎡、畑が2,734㎡です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただき

ました地元委員の意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日に農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認して まいりました。地元推進委員さんも何ら問題ないということで、事務局の説明 どおりです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。2番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に会長、部会長、農業委員、地元推進委員、事務局 とで確認をしてまいりました。

場所は_____の入口で、______のすぐ東になります。現在の店舗を東に移して、駐車場に転用する申請です。何ら問題はないかと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見 をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第5号についてご 異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。議案第5号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは18ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区上多気、借人 _____、貸人 ____、申請地 美杉町上 多気町屋 ___、台帳地目・現況地目とも田、面積943㎡ 外1筆 合計面積1,438㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は322 ㎡、建物の日陰部分を避けて設置するため、転用面積の22.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。地元委員さんのご意見 を伺います。 結城委員

18番 結城です。前回取下げになった案件でございます。その訳は自治会と話し合いがつかなかったということでした。

今回は、借人と貸人が親子関係で、借人が受人に使用貸借権を設定して、太陽光発電を設置したいということです。自治会とは合意をしています。

この間も立会いをして、上手く話がいっていることを、自治会長から聞いております。この案件については、いざこざが起きてもしらんぞ、ということを下駄を預けてありますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見 をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第6号についてご 異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号については許可することを決定した いと思います。続きまして、議案第7号、買受適格証明願(公売)について事 務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第7号 買受適格証明願(公売)についてでございます。

番号1 地区川口、申請地 白山町川口小野____ 台帳地目・現況地目とも田、面積193㎡、願出人

これは、公売に参加するための買受適格証明願で、落札後は、一般個人住宅 用地に転用されます。件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5 条第2項各号には該当しないため、買受適格者である旨の証明をしても差し支 えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見を 伺います。

中谷委員 16番 中谷です。9日に農業委員と地元推進委員、事務局で確認をしてま いりました。

場所は、_______南になります。この建物の南に_____の自宅があり、日頃、草の管理をしてもらっていたようです。

治安上のことを考えて購入するということで、宅地に附属した田ですが、現在は耕作されていませんので、何ら問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見 をお伺いしたいと思います。いかがですか。 部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第7号についてご 異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。議案第7号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第8号、非農地証明取消願を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第8号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬十王寺____ 台帳地目 田、現況地目 宅地、面積218㎡。

これにつきましては、提出されております土地課税台帳の写しにより、申請地には、昭和43年に建物が建築されていることが確認できます。

番号2、地区大三、願出者 ____、申請地 白山町三ヶ野北谷___、 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積42㎡外1筆 合計面積441㎡。

これにつきましては、課税証明により、昭和32年に建物が建築されていることが確認できます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で659㎡、いずれも農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただ きました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。かなり前から借家になって20年以上です。現況を追認 する証明願いです。地元推進委員さんも立ち会ってもらいました。何ら問題は ありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。2番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に農業委員と地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。自宅を建てられたようでして、県外の方に売買され、そのまま自宅に利用されるということで、何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については許可することに決定したいと思います。次に別冊でお配りしました議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について、でございます。

申し訳ありませんが1件取り下げが出ましたので、まず訂正をお願いします。表紙含めまして3枚目の「農用地利用集積計画の概要」ですが、この中ほどで、整理番号「10番」は取り下げの申し出がありましたので抹消をお願いします。その後ろのページに、「1利用権設定各筆表」の左上の整理番号10を抹消いただきますようお願いします。

次に、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表の訂正をお願いします。

 $1 \sim 3$ 年の使用貸借、田で白山町の欄、2, 837㎡を1, 440㎡に、その右にあります合計欄の2か所、2, 837㎡を1, 440㎡に訂正いただきますようお願いします。

下の合計欄で、白山町の田とその下の計で、19, 443 ㎡を18, 046 ㎡に、総件数の8 件を7 件に、また、その右の合計欄で、田の57, 071 ㎡を55, 674 ㎡に、その下の計とその右で、62, 588 ㎡を61, 191 ㎡に、総件数の37 件を36 件に訂正をお願いします。

それでは、各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で20, $041 \,\mathrm{m}^3$ 、畑の賃貸借で4, $791 \,\mathrm{m}^3$ 、契約件数は13件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,537㎡、畑の賃貸借、使用貸借で726㎡、契約件数は15件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で18,046 m²、契約件数は7件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,050㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて55, 674 ㎡、畑が賃貸借、使用貸借で5, 517 ㎡、合計契約件数は36 件、合計面積は61, 191 ㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区で6件、一志地区6件、白山地区が1件、合計で13件、合計面積は23,879㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目の「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用 集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当 します案件につきましては、多くの案件が対象になっておりますので、ご審議 いただくにあたりまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いしま す。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、 始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件 について、ご審議をお願いします。まず、整理番号31、ほか1件についてで す。______委員、一時退室をお願いします。

一時退室

議 長 この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、 ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に 進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号17、ほか13件の_____に関する分についてです。 委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この14件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました14件について、 ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に 進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いし

	ます。皆さんいかがでしょうか。	
部会委員	<一同 意見なし>	
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮かりします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。	
部会委員	<一同 異議なし>	
議長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第12回第2農地部会を閉会します。	
	午後4時28分	
上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。 平成28年12月16日		
	議事録署名者	

議事録署名者